

# 医師確保計画・外来医療計画の策定について

健康福祉部医療推進課

## 1 計画の概要

### 趣旨・目的

医師の偏在解消や外来医療提供体制の機能分化・連携を図るため、改正医療法に基づき、医療計画（第2期信州保健医療総合計画）の一部として、都道府県知事が策定（医療法（以下、「法」という。）第30条の4）

### 記載事項

医師確保計画：医師少数区域等の設定、医師の確保の方針、確保すべき医師の数の目標、目標医師数を達成するための施策

外来医療計画：外来医師多数区域の設定、外来医療の機能分化・連携、医療機器の効率的な活用

### 計画期間

第1次計画：令和2年（2020年）度～令和5年（2023年）度（4年間）

※第2次計画以降は3年計画

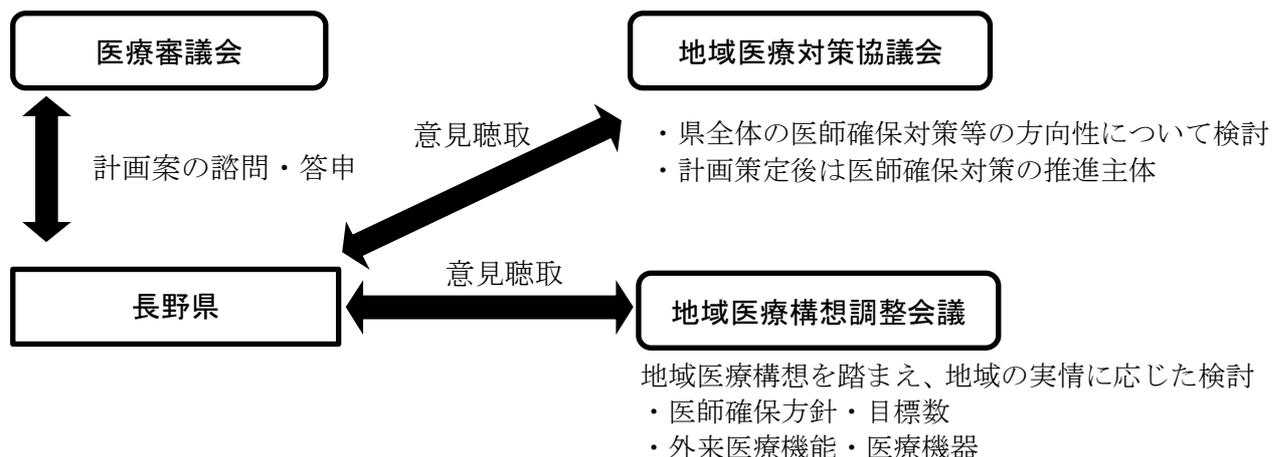
### 策定に係る法的手続き

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会への意見聴取（法第30条の4第16項）
- ・市町村、保険者協議会への意見聴取（法第30条の4第17項）
- ・医療審議会への諮問・答申（法第30条の4第17項）
- ・国への提出・公示（法第30条の4第18項）

## 2 策定体制

- ・医師確保計画及び外来医療計画は、医療法に基づく医療計画の一部であるため、医療審議会の意見を聴いて計画を策定することが必要
- ・国の計画策定ガイドラインに基づき、地域医療対策協議会及び地域医療構想調整会議から意見を聴いた上で計画案を作成

### 策定体制のイメージ



### 3 策定スケジュール（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						偏在指標の 確定				計画案 パブコメ		
医療審議会						第1回 ・ 諮問					第2回 ・ 計画案の答申	
地対策協			第1回 ・ 計画の概要 ・ 今後の医師確保対策の方向性				第2回 ・ 少数区域(スポット)、確保目標、具体施策 ・ 外来機能の可視化	第3回 ・ 計画素案について			第4回 ・ 計画案の決定	
調整会議	第1回 ・ 計画の概要 ・ 患者流出入について						第2回 ・ 少数区域(スポット)、確保目標、具体施策 ・ 外来機能の可視化		第3回 ・ 計画案の検討			